

農用地利用配分計画について

- ・ 配分計画は、農地一筆ごとに機構が作成。
配分計画は、「新規」「更新」「再設定」の区別なし。
- ・ 岐阜県では、偶数月に1回公告・認可（6回/年度）

【様式】

根拠法：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項

(様式5号の1(ア)の①) 農用地利用配分計画

1 各筆明細 [権利設定用]

農地の賃借権等の設定を行う計画 (機構⇔受け手)

整理番号	権利の設定を受ける者の氏名または名称及び住所(A)	(氏名又は名称) (乙) 岐阜 一郎 印	(住所) 蕨田市〇〇
------	---------------------------	-------------------------	---------------

権利を設定する土地 (C)						設定する権利 (D)					
所在			地番	現況地目	面積 (㎡)	種類	内容	始期	終期	借賃 (円/年)	借賃の支払方法
市町村	大字	字									
〇〇	〇〇	〇〇	123-1	田	1,350	賃借権	水田として利用	R1.12.27	R11.12.26	4,000	口座振込
〇〇	〇〇	〇〇	123-1	田	1,000	賃借権	水田として利用	R1.12.27	R11.12.26	4,000	

受け手の氏名・住所

農地の貸付け期間
原則10年で設定

- ・ 農地一筆ごとに作成。
- ・ 計画の中で「新規」「更新」「再設定」の区別なし。

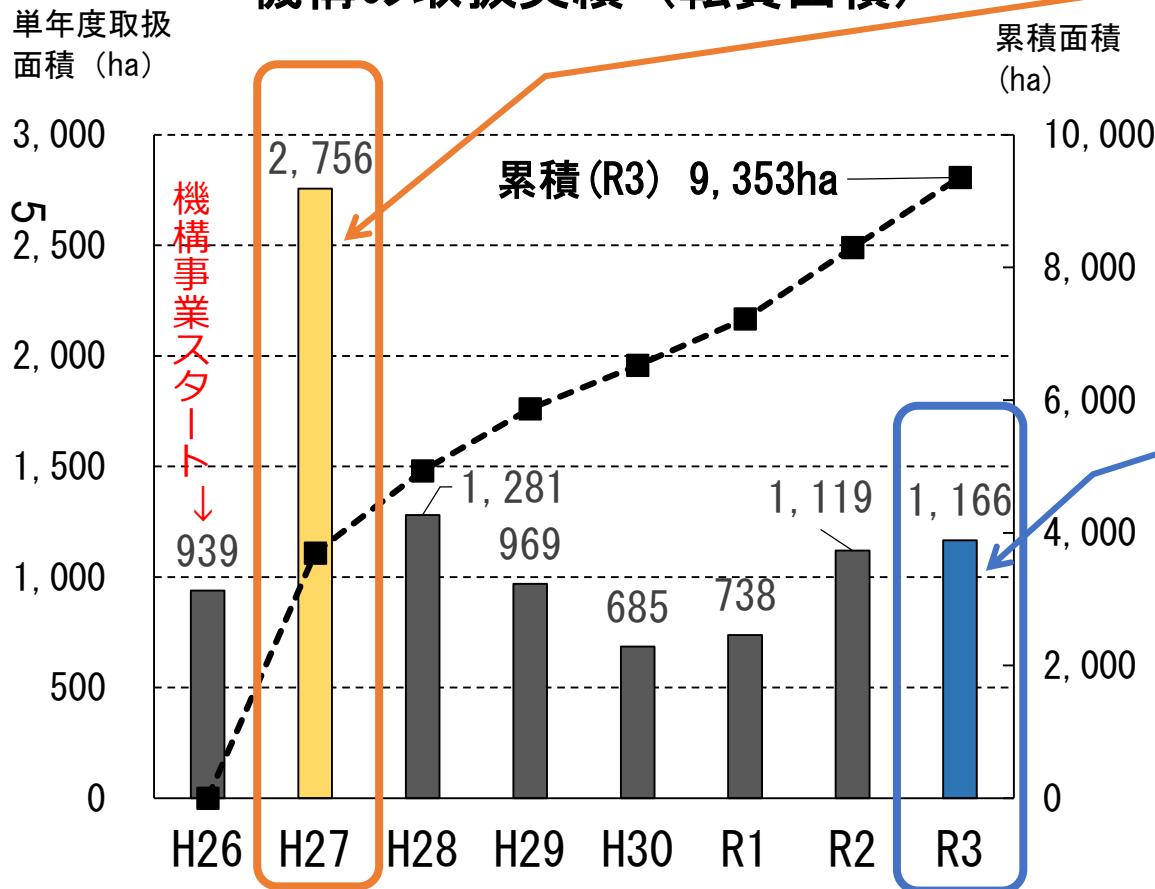
この計画に同意する。
権利の設定を受ける者

- ・ 県は、農地一筆ごとに貸付け条件（期間、利用目的等）を審査。
- ・ 受け手の経営状況等を添付書類で審査。
- ・ 県認可の審査期間は2週間程度。

取組み状況と今後の見通しについて

- 多くの契約について、貸付期間は10年で満了。今後は、「新規」に加え、「更新」や「再設定」が発生するため、**事務負担が激増**。
- **岐阜県では令和7年度にピークを迎え、年間3万筆の認可事務。**

機構の取扱実績（転貸面積）



更新・再設定

令和7年度に貸付期間満了。
 取扱面積 2,756ha
農地筆数 19,921筆
 農家数 (出し手6,680戸 / 受け手 580戸)

新規 (R3年度)

取扱面積 1,166ha
農地筆数 10,773筆
 農家数 (出し手4,343戸 / 受け手 680戸)

今後も、年間1万筆程度の貸付けを想定

県の公告・認可 (R7想定)
農地筆数 3万筆/年

生じている支障について

・農用地利用配分計画の認可手続

計画の認可確認において、「新規」と「更新」の区別がない。

更新の場合も、新規と同様、認可要件の適否を、配分計画や添付書類により改めて確認することが必要。

② 農用地利用配分計画の添付書類 (経営状況、農作業従事状況 等)

「新規」と「更新」の区別がないため、添付書類が省略できない。

現に権利設定を受けている者に再度同一の権利設定を行う場合、施行規則では一部添付書類の省略ができるとされている*が、その場合でも認可に当たり確認すべき事項は変わらないため、実務上添付書類の省略は困難。

* 根拠法令：農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項

更新の認可において不要な基準について

- 「更新」の場合、当然満たすと考えられる要件は、改めて確認する必要はない。

項目	確認不要の理由
法第18条第5項第3号 (改正法施行後、第2号) ・農用地の利用 ・農作業に常時利用	既に、10年間農用地をすべて利用して耕作し、農作業に従事している実績があるため、 確認不要 。
法第18条第5項第4号 (改正法施行後、第3号) ・継続的かつ安定的な農業経営	既に、10年間継続的に農業経営を行ってきた実績があるため、 確認不要 。
法第18条第5項第5号 ・農用地ごとの同意有無	既に、農用地ごとに同意を得られ10年間耕作してきた実績があるため、 確認不要 。
法第18条第5項第6号 ・農地法等による許可状況等	既に、10年前の権利設定時に権利関係等を調査済みであるため、 確認不要 。

更新において不要な添付書類について

- 「更新」の場合、受け手の経営状況や農作業従事状況などについては、当然満たすと考えられることから、改めて添付書類の提出を求める必要はない。

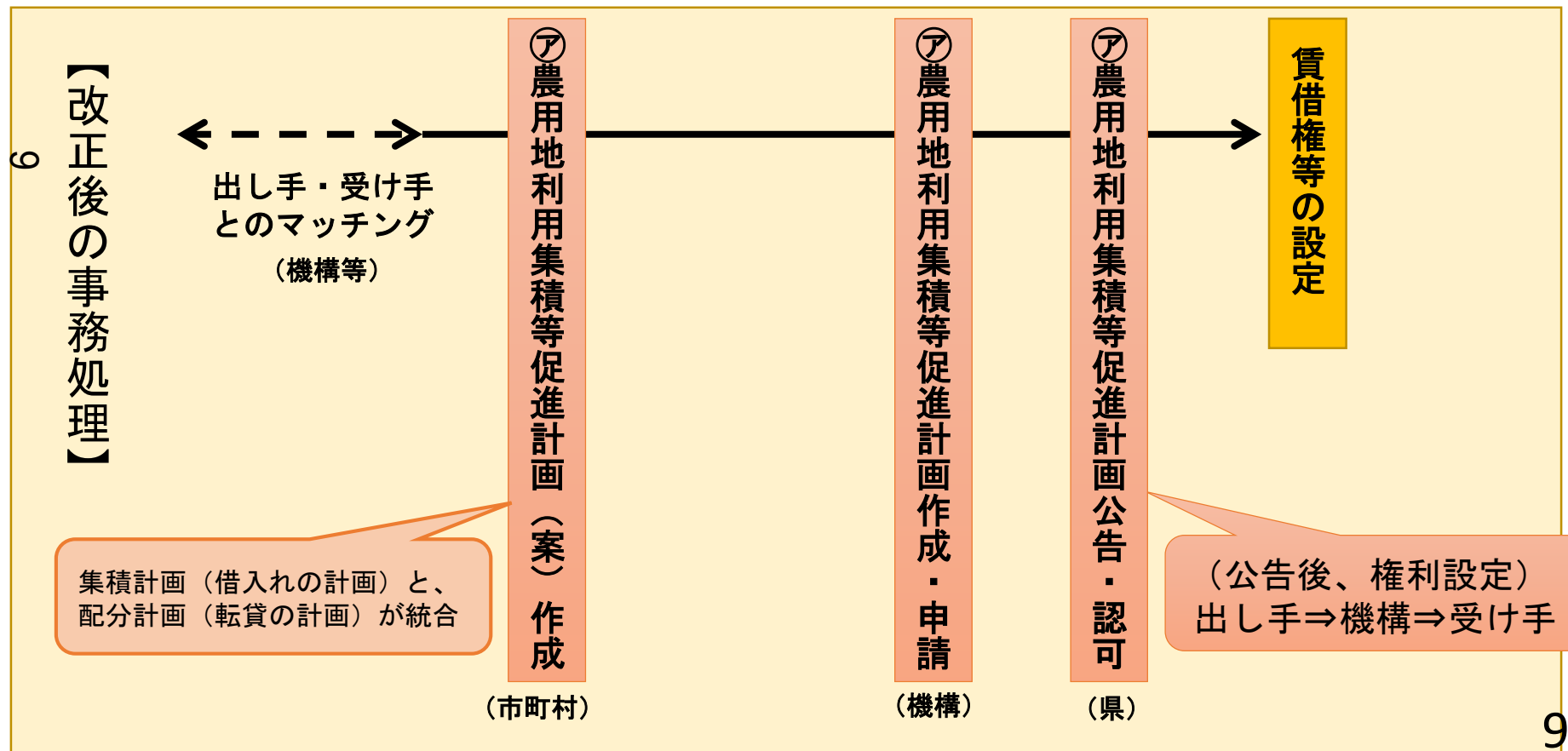
区分	確認不要と考えられる主な項目
個人、法人の場合	農用地の利用状況
	機械の所有状況、農作業の従事者数の状況
	農作業への従事状況
	周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響
	役員や重要な使用人の1人以上が農業に常時従事
農地所有適格法人の場合	同法人の事業計画
	構成員の氏名又は名称及びその有する議決権
	同法人の構成員から同法人に対して権利を設定した農用地の面積
	同法人の農業への従事状況、事業計画
	同法人に委託している農作業の内容
	役員のお過半が農業に常時従事
	役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に従事

法改正後の計画について

※施行日：公布の日（令和4年5月27日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

- 集積計画（市町村が作成・公告）と配分計画（機構が作成、県が公告・認可）が統合。手続きに係る時間は短縮。
- ①新計画も、「新規」と「更新」の区別はないことから、現行の配分計画と同様の確認が生じ、県の事務負担は軽減されない。

根拠法：農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）施行後の
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項



求める措置とその効果について

求める措置

- 権利設定を行う場合、「新規」と「更新」とで、配分計画の認可要件や添付書類を別々に規定
- 更新の認可要件の緩和
- 更新時に添付する書類の削減

<対応（案）>

【農地の流動化は担保しつつ「更新」の認可手続を簡素化】

- 貸付期間満了となる農地の出し手・受け手に対し通知し、貸借の意向を十分に把握。
- 意向確認をもとに「更新」「再設定」を明確化。
- 「更新」に該当する農地を対象に、配分計画の認可事務を最大限に簡素化。

効果

● 事務負担の軽減

機構の計画作成事務の簡素化、都道府県知事の認可事務の軽減

● 推進活動等への注力

農地集積推進活動や、新たな権利設定に係る業務に注力

担い手への農地集積が進展